相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市古敷谷一三九六番地、最後の住所千葉県市原市椎津六三一番地の五
被相続人　亡　大野　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区新山崎町一丁目二四一五番地一四、最後の住所新潟市南区大通黄金六丁目五番地八　ハイツ黄金C棟五号
被相続人　亡　山崎　俊哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
新潟県燕市水道町四丁目四番二一号
相続財産管理人　小林　勇二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字宮之窪三三八七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　戸田　東

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
新潟県柏崎市半田一丁目一九番一五号
相続財産管理人　中村　八郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡宮田村一五五番地、最後の住所長野県上伊那郡宮田村六一三八番地三村住B―一〇四号　被相続人　亡　浦野　秋男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
長野県伊那市上新田二五九六番地一
相続財産管理人　宮下　直彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市北方二五六七番地一一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　原　善孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
長野県飯田市鼎東鼎一三八番地三嶋屋ビル四階みなみ信州法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦美佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市守山区白沢町二五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
事務所名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八階入谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢田　啓悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市共栄通七丁目一五九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　清水　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
名古屋市中区丸の内三―二―二三名城ビル四階田口勤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊池　龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区芝町四四番地二、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目一七番地の二さくらＨｉｌｌｓ　ＡＲＡＴＡＭＡ八一〇号　被相続人　亡　鈴木　善博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル八〇一号竹之内智哉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　竹之内智哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市熱田区二番一丁目三番、最後の住所愛知県名古屋市熱田区二番一丁目三番一〇号　被相続人　亡　渡邊　慶二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
愛知県名古屋市中区則武一丁目一〇番六号側島ノリタケビル二階弁護士法人名古屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉川　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区高畑一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市中川区荒子一丁目九一番地ライオンズマンション高畑一〇三号室
被相続人　亡　山本　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
事務所名古屋市中村区名駅三丁目一三番二六号交通ビル九階大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯貝　隆博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松二八二五番地、最後の住所愛知県春日井市神屋町七一三番地八コロニーこばと学園
被相続人　亡　荒牧　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
事務所名古屋市中区栄一―七―三三サカエセンタービル五階山岸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　諸岩　龍弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字植田町三一番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区湊川町一〇丁目一番一〇号　被相続人　亡　今　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十七日
兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル2　三〇一号
相続財産管理人　弁護士　福島　健太

第47期決算公告

平成26年9月26日
富士市大渕字市十窪2463番の10
不二軽窓販売株式会社
代表取締役　前島　章則

貸借対照表の要旨　（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,729,685	流動負債	1,074,719
固定資産	484,329	固定負債	606,035
繰延資産	1,478	負債合計	1,680,754
		株主資本	534,738
		資本金	86,000
		資本剰余金	42,420
		利益剰余金	411,323
		利益準備金	9,000
		その他利益剰余金	402,323
		（うち当期純利益）	(7,424)
		自己株式	△5,005
		純資産合計	534,738
資産合計	2,215,492	負債・純資産合計	2,215,492